



各市町教育委員会教育長 様  
各教育事務所長 様  
各県立学校長 様

栃木県教育委員会教育長

学年末及び学年始めにおける教職員の服務規律の確保について（通知）

教職員の服務規律の確保については、平素より特段の御配慮をいただいているところですが、残念ながら教職員の不祥事は根絶には至っておりません。学年末及び学年始めを迎えるに当たり、本通知を全教職員に配付し、下記について職員会議等を利用して十分に周知徹底を図るとともに、特に教職員の不祥事については県民の厳しい目が向けられていることを深く認識させ、服務規律の確保に一層努められますようお願いいたします。

記

1 教職員の服務規律の確保について

教職員一人一人が、教育公務員としての職責の重さを再認識し、公私両面にわたって、自らの生活を律することで服務規律の厳正に努める。

教職員による体罰や心ない発言は、児童生徒の人権を著しく侵害する行為であり、絶対に起こさない。体罰の被害等の申し出があった場合には、誠意ある丁寧な対応を心がけ、児童生徒へのケアを第一に考えるとともに、再発防止に努める。また、情報モラル教育をすべき立場にあることを自覚し、メールやSNS等を利用した不用意な行動を取らない。

さらに、セクシャルハラスメントやわいせつ行為は、個人の尊厳を傷つけるものであるため、人権尊重の立場に立った正しい判断力を養うことで、その発生防止に努める。

また、虚礼の廃止に留意し、会食・贈答・金銭の取扱い等に関し県民の誤解を招くような行為は厳に慎む。

2 教職員の健康管理について

年次休暇等を効果的に利用し、心身のリフレッシュに努め、健康の保持・増進を図る。また、休職者・傷休者における精神神経系疾患の占める割合が高いことを踏まえて、風通しのよい職場環境を整えるなど、ストレスをためない工夫をする。

3 教職員の交通事故・違反の防止について

今年度も教職員の交通事故・違反が多発している。学年末及び学年始めは特に交通事故の起こりやすい時期でもあるので、交通法規を遵守することはもちろん、児童生徒の交通安全指導に当たる立場にあることを十分認識し、より一層の注意を払って交通事故・違反の防止に努める。万一、事故を起こしてしまった場合には、加害・被害、程度の大小にかかわらず、速やかに校長に報告するとともに、誠意を持って事故の処理に当たる。

また、酒酔いや酒気帯び運転、スピード違反等、全体の奉仕者たる公務員の服務規律に違反することのないように留意する。特に悪質な違反等を起こした場合、教育界全体が県民の信頼を失い、学校教育が著しく阻害されることを自覚する。

4 施設・設備、公金、個人情報等の管理及び児童生徒の安全確保について

学校警備計画及び防火・防災計画等を再検討し、戸締まりの点検、火気の取扱い等、学校としての防犯・防火対策について一層の徹底を図る。特に、学校に保管してある金品・薬品等の管理や児童生徒の個人情報を含む書類や電子媒体（USBメモリ等）等の管理については万全を期するとともに、不要な物品や情報を適切に処分することについても留意する。また、児童生徒に対して、部室に貴重品等を置かないよう指導を徹底し、盗難防止に努める。

一般の来校者が多い時期であることを踏まえ、校舎内外への不審者の出入りについて十分に注意するとともに、児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について、関係機関との連携を密にするなど、危機管理意識を高めて、より一層の強化を図る。

|      |          |                  |
|------|----------|------------------|
| 教職員課 | 総務担当     | TEL 028-623-3398 |
|      | 小中学校人事担当 | -3386            |
|      | 県立学校人事担当 | -3396            |